

佐賀県訓令甲第8号

健康福祉本部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年11月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項） 第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(175) 略 <u>(175)の2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第20条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u> (175)の3～(299) 略 2・3 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項） 第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(175) 略 <u>(175)の2 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項第1号から第3号まで（食品表示法（平成25年法律第70号）第7条の規定による公表に係る部分を除く。）及び第4号から第7号までに掲げる事務（同項本文の規定に基づき知事が行うこととされた事務に限る。）に関すること。</u> (175)の3～(299) 略 2・3 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。